

## 憲法 出題の意図

### 問題1

本問は、人力車の営業の自由に対する、周辺の環境保護及び住民の静謐な生活確保目的による条例規制という論点において、リーディング・ケースである最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁(薬局距離制限事件)の判断枠組み及び事例への具体的な当てはめについて、その理解を問うものである。同判決については、かつては経済的自由の審査に対する、積極目的/消極目的という規制目的に応じた裁判所の審査密度の変化としての「規制目的二分論」を採用した判決との評価も存在したが、その後、最大判平成4年12月15日民集46巻9号2829頁(酒類販売免許制事件)等において異なる判断枠組みが示されたことなどから、現在では、経済的自由の規制立法に対する審査が厳格化される理由として、許可条件としての距離制限が、職業の自由に対する強力な制限であり、職業選択の自由そのものへの制約(参入規制)として、一律禁止よりも人格的価値を強く毀損するがゆえに、「重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置」(厳格な合理性基準)であることを要求したものと一般的に理解されている。

本問では、上記の判断枠組みを踏まえた上で、本件における条例の立法目的及びその達成手段としての人力車営業に対する規制をどのように評価するかが求められている。

### 問題2

国会は国権の最高機関として、国家機関の中で、実質的意味の立法を唯一なしうる存在であるが、それは、一般的に、①国会中心立法の原則と、②国会単独立法の原則という二つの原則により担保される。具体的に、①は、国会は、排他的・独占的に立法権を行使し、国会以外による法制定には明示的な委任が必要とされる原則であるが、衆参両議院の議院規則制定権(58条2項)、内閣の政令制定権(73条6号)、及び最高裁の規則制定権(77条1項)がその憲法上の例外に当たる。また、②は、国会における法律案の発議、審議、修正及び議決といった一連のプロセスにおいては、原則として他機関による関与は認められないとするものであるが、同じく憲法に規定された例外として、内閣の法案提出権(72条)及び地方特別法の住民投票(95条)が挙げられる。本問は、上記の原則につき理解を問うものである。